

仕様書

公益財団法人東京観光財団

第1 件名

令和元年度東京ブランドの発信に係る広告掲出及びキャンペーン等企画運營業務等委託

第2 目的

東京都は、国内外に向けて旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立を図るため、「東京のブランディング戦略」を策定し、東京ブランドの浸透を目的としたブランディング事業を実施している。平成29年4月には、東京の魅力を効果的に発信するためのアイコンとキャッチフレーズを「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下、「アイコン」という。）に決定した。

本委託業務は、アイコンを活用した都内等での広告掲出及びPRイベントを通じて、民間での更なるアイコン活用を促進し、外国人旅行者受入機運醸成を図るとともに、都民及び訪都外国人旅行者に対し東京ブランドイメージの更なる普及・浸透を図ることを目的とする。

第3 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

第5 委託内容

1 広告掲出業務

(1) 交通広告等への掲出

上記「第3 履行期間」に示す期間において、以下のとおり実施すること。

ア 広告媒体の選定等

以下（ア）～（ウ）を参照し、事業目的に照らし効果的と思われる媒体を（ア）①②よりそれぞれ選定し、財団の承認を得たうえで広告を掲出すること。また、媒体の提案にあたり、掲出対象を明確にしたうえで、掲出場所、訴求対象（訪都外国人旅行者、都民の分類とする。）掲出期間、広告面積、露出回数等をふまえた想定閲覧者数（リーチ数）を提案媒体ごとに記載することとし、全体として想定を満たすよう計画、実施すること。

（ア） 媒体

- ① 国際空港における屋内広告：東京国際空港（羽田空港国際線内）を必須とし、効果的な掲出場所があれば、成田国際空港内での実施も可能とする。（サイネージ、フラッグ、空港内プッシュカート等、効果的なものであれば媒体形態は問わない）
- ② 都内主要観光地等（都民及び訪都外国人旅行者の往来する頻度の高い都内エリア）に

おける屋外広告：街頭ビジョン、交通広告等、閲覧頻度の高い効果的な掲出場所を複数選定し、実施すること。

(イ) 訴求対象の考え方

訴求対象	考え方
訪都外国人旅行者	国際空港から都内主要観光地への旅行導線を主眼に置いて、国際空港における屋内広告及び都内主要観光地等における屋外広告を展開すること
都民	東京ブランドの浸透を念頭に、都内主要観光地等における屋外広告を効果的に展開すること

(ウ) 媒体選定にあたっての留意事項

- ・上記（ア）以外にも効果的な媒体・掲出場所があれば提案すること。
- ・別紙1「空港内広告掲出希望リスト」に掲載の広告枠については、財団より直接広告枠の申込み（6月末より開始予定）を実施予定である。これらの広告掲出に関わる料金は、本事業の委託事業費内に含めること。なお、財団がこれらの掲出枠を確保できなかった場合、受託者は財団の指示に基づき、代替案を提案すること。
- ・羽田空港での掲出場所は別紙1に記載の広告枠のみの実施も可能であるが、別途、効果的な掲出場所があれば提案し、財団と協議の上実施すること。
- ・成田国際空港での広告については、効果的な掲出場所を確保できる場合は、提案可能とする。

イ 広告掲出時期

本件受託決定後から当該契約期間内において、各媒体において効果的と思われる掲出時期を提案すること。1つの広告媒体の掲出時期を複数に分けることも可とする。

ウ 広告デザイン・調整等業務

- (ア) 広告デザインについては、原則として財団より支給する。
- (イ) 掲出する媒体の決定後、速やかに入稿・掲出期間を含むスケジュールを提出すること。
- (ウ) 各媒体会社等との調整（広告枠確保、デザイン入稿及び必要に応じリサイズ等フォーマット変更、DTP修正等）及びそれに係る支出等を行うこと。また、必要に応じ広告の印刷を行うこと。
- (エ) 広告掲出にかかる料金、制作費、掲出作業に係る必要な調整費等があれば委託事業費に含めること。
- (オ) 入稿にあたってのデータ受け渡し等は、財団の指定する第三者と直接調整等を行うこと。なお、期間中に広告デザイン変更の可能性がある。
- (カ) 別紙1によらず別途財団が広告枠を手配する場合があるが、掲出が確定した媒体については、広告デザイン、支払等、媒体側と掲出にかかる必要な手続き等を同様に行うこと。財団手配を実施する媒体の有無や詳細は受託後に、対象事業者へ別途提供する。

エ 掲出後の報告

広告掲出開始後、速やかに掲出後の写真を電子データで提出すること。写真は概ね500万画素以上で撮影したデータとする。

(2) 掲出にかかる閲覧数等の報告（効果測定）

本事業の効果を把握するため、上記(1)の業務について、広告掲出業務における広告効果を把握し、報告すること。報告にあたり、具体的な効果測定方法及びアウトプットイメージ（各掲出広告の閲覧者の推定値については、計算式を用いて算出し、根拠をもって示すこと）を提案し、財団と協議、確認のうえ、実施すること。

2 東京ブランドキャンペーン等の実施

東京ブランドの普及・浸透を目的とし、都民及び訪都旅行者を対象としたキャンペーンやPRイベント等（以下、「キャンペーン等」という。）を以下のとおり企画・実施すること。

(1) 実施期間

令和元年7月下旬から令和2年3月31日までの間に終了すること。

(2) 実施概要

ア 実施形態

都民及び訪都旅行者を対象としたキャンペーン等を複数回（2回以上が望ましい）提案し、財団の承認を得たうえで、実施運営すること。各提案に際しては、企画提案理由、想定リーチ数、想定参加者数等を明記し、WEBメディア等のタイアップ等も積極的に検討すること。なお、キャンペーン等の一部に既存イベントへのブース出展を含むことも可能とする。

イ 実施回数

より広く継続的な訴求を図るため、一定期間をあけての複数回の実施とすること。

(3) 実施内容

実施にあたっては、以下のとおり企画運営すること。

ア キャンペーン等の目的に資する企画を提案し、財団の承認のうえ、運営実施すること。なお、企画内容は、東京ブランドやアイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」の浸透を図り、SNS やオンラインを通じて拡散につながるよう意識したものであることが望ましい。（既存イベントへのブース出展の場合は、イベント特性をふまえた出展、企画提案とすること。）

イ 本事業で実施するキャンペーン等への参加促進のためのPRを行うこと。（オンライン広告や屋外広告等、キャンペーン等の特性に合わせ、訴求・広報効果を高める告知方法を提案すること。）

ウ 必要に応じて、財団が手配する、ブランドPRに資するパンフレット類及びギブアウェイ等を配布すること。

エ 必要に応じて、「東京おみやげ」製作プロジェクト開発商品を購入し、アトラクションのプライズや設えに活用すること。商品購入等にあたっては、別途財団が委託している「東京おみやげプロジェクト管理運営事務局」（以下参照）と連携をとり、進めること。

【東京おみやげプロジェクト管理運営事務局】

電話番号（一般向け）：03-3597-8366

メールアドレス：contact@tokyo-omiyage.jp

【東京おみやげ概要】 <https://tokyotokyo.jp/news-and-topics/omiyage/>

- オ 必要に応じて、東京ブランドイメージ映像を活用すること。（映像データは財団より支給する）
- カ 参加者を対象とするアンケート、効果測定等を実施すること。
- (4) PR イベント実施にかかる対応
- ア 運営スタッフ等人員手配
上記(3)に記載の内容をすべて円滑に履行するにあたり、PR イベント等の実施については必要となる運営スタッフ等を手配し、イベント期間中は常時適切に配置すること。
- イ 問合せ対応
参加者からの質問、相談に対応すること。（なお、既存イベントへのブース出展等の場合は、東京ブース内にその場で情報確認、検索等ができるようパソコンまたはタブレットを用意し、インターネット接続環境を整えること。）
- ウ その他
前述以外で、運営に必要なものがあれば適宜追加すること。
- (5) 運営全般について
- ア キャンペーン等の実施に際してスペース借用等の手続き及び費用が必要となる場合は、その申請手続きを受託者にて責任をもって行い、当該費用の支払い等も本委託業務内で受託者が行うこと。
- イ キャンペーン等を通じて、運営に当たり全ての関係者と適宜・適切な連絡、調整を行うこと。既存イベントへのブース出展を行う場合は、出展共通ルール等の認識合わせに留意し、トラブルがないよう準備を行うこと。
- ウ PR イベント実施に必要な備品等を手配すること。
- エ 必要に応じて、イベント保険等への加入を適切に行うこと。
- オ その他、別途財団が指示する業務について、協議のうえ、対応すること。
- (6) 効果測定
本委託業務の効果を把握するため、効果測定の方法を提案すること。

3 全体運営

(1) 実施体制

本委託業務における実施体制を明確化し（業務遂行に当たり協力先等がある場合はそれらも含む）、体制管理を徹底すること。加えて、常時速やかに連絡・調整が可能な担当者を配置し、本委託業務全体の統括を行うこと。

(2) 進捗状況の管理

本委託業務について円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から実績報告書提出までの業務スケジュールを財団に提出し承認を得ること。また、履行に当たっては財団に対し進捗状況を適宜報告し、その都度修正指示等に対応すること。

(3) クリエイティブディレクターとの連携

ブランディング戦略の観点から、東京都が指定するクリエイティブディレクターが広告、会場レイアウト、装飾デザイン、施工等全体に渡って監修・確認を行う。受託者は十分なスケジュールを確保したうえで、当該クリエイティブディレクターと調整・連携して業務を進めること。

(4) イラストや写真等の素材について

提案の各制作物で使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許可等に係る経費は全て受託者の負担とする。なお、財団で管理している写真素材（オフィシャルウェブサイト GO TOKYO <https://www.gotokyo.org/photo/ja/index> 参照）については、自由に使用可能である。

(5) 実施コンセプト

本委託業務の企画運営においては、以下のサイトを参照しブランドコンセプト及びブランド関係規程等を十分に理解したうえで実施に当たること。

* 東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

* アイコンについて

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

(6) 広告掲出時の留意点

各広告媒体掲出先のポリシーや規定等を確認し、それぞれに応じた対応を行うこと。

(7) 業務の連動

上記1「広告掲出業務」及び上記2「東京ブランドキャンペーン等の実施」については、それぞれの実施時期・展開（開催）エリアや訴求対象などをふまえ、相互に連動し、相乗効果を高められるような企画とすること（広告掲出エリアにおいて、掲出期間中に関連キャンペーン等を実施するなど）。なお、「広告掲出業務」に110,000千円程度、「東京ブランドキャンペーン等の実施」に40,000千円程度の費用配分で提案することが望ましい。

(8) その他

東京都が令和元年度に別途実施する事業との有機的な連携を確保し、必要に応じて綿密な協議・調整を行いながら事業を進めること。

第6 提出物

業務終了後、以下について速やかに提出すること

1 実施報告書【出力したもの5部及び電子データ】

- (1) A4版縦、横書きカラーで作成すること。
- (2) 目次、体裁等は財団と協議のうえ決定する。

- (3) 記録写真・効果測定結果等を含む。
 - (4) 電子データはCD-R又はDVD-Rに収め、提出すること。
- 2 制作物等のデザインデータ
- 本委託業務のために制作したデザインデータを pdf データ及び編集可能なデータ（拡張子 eps、ai 等）の状態に CD-R 又は DVD-R に収め、提出すること。

第 7 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては本委託業務完了後に一括で行う。

第 8 作成物・成果物に関する権利の帰属

- 1 本委託業務においては、著作権・肖像権等（以下、「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権等は、全て財団に帰属する。
- 3 本委託業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本著作物の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。なお、財団は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- 5 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第 9 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本委託業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本委託業務の履行により知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

第 10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第 11 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すると。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙 2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の 個人情報

の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 12 その他

- 1 本仕様書にない内容については、両者協議のうえ、決定する。
- 2 その他やむを得ない事情により仕様内容に変更が必要となる場合は、両者協議のうえ、変更する。
- 3 本委託業務の委託者は財団であるが、イベント出展等における東京ブースの管理運営等に係る一切の責任は受託者にあるものとする。
- 4 天変地異、政治状況の劇的な変化により、本事業を中止する場合がある。その場合のキャンセルチャージ等の条件を見積書に明記すること。
- 5 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上